入札公告

次のとおり条件付一般競争入札を行うので、公立大学法人福島県立医科大学契約細則(平成 18年4月1日細則第13号。以下「契約細則」という。)第5条の規定により公告する。

令和5年7月4日

公立大学法人福島県立医科大学理事長 竹之下 誠一

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量 エコチル調査福島ユニットセンター公用車リース契約

自動車1台(新車。保守等を含む。)

(2) 仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり

(3)借入期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(4)納入場所 仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加するために必要な 資格の確認を受けた者であること。

- (1) 契約細則第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1 項各号に掲げる者に該当しないものであること。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4)公告日から入札日までの間に福島県又は公立大学法人福島県立医科大学から入札参加 資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (5)条件付一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限から起算して過去3年以内に、国、 地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人において、複数回の 自動車のメンテナンス付きリース契約の履行または履行中の実績があり、確実に業務を 履行できる者であること。
- (6) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

(1)提出期間

令和5年7月4日(火)から令和5年7月10日(月)までの午前8時30分から午後5時までとする。

なお、郵送による場合は書留郵便の方法により、令和5年7月10日(月)午後5時必着とする。

(2)提出場所

〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地 公立大学法人福島県立医科大学エコチル調査福島ユニットセンター 電話 024-547-1447

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和5年7月12日(水)午前10時30分

(2)場所

福島県福島市光が丘1番地 公立大学法人福島県立医科大学4号館4階 会議室

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、契約細則第9条各号(別記2)に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

ア 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

- イ 契約保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとするが、その納付に代えて担保として契約細則第39条第3項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- ウ 契約細則第52条により準用する財務規則第229条第1項各号(別記1、契約権者 及び知事は理事長、県は法人にそれぞれ読み替える。)に該当する場合においては、 契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- エ 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- オ 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

6 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、 理事長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入 札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1)入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は入札説明書のとおり

(5) 本公告に関する問合せ先

公立大学法人福島県立医科大学エコチル調査福島ユニットセンター

電話 024-547-1447

FAX 0 2 4 - 5 4 7 - 1 4 4 8

福島県財務規則(抜粋)

別記1 (契約保証金の減免)

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全 部又

は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第100条の3第2項の規定により財務大臣が指定する金融機関と 工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であって、過去2年間に国(予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。)、国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。)又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7)から(11)まで (略)
- (12) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に 掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13)から(18)まで (略)

2 (略)